

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成 22 年 3 月 31 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 23 号

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則（昭和 39 年瀬戸市規則第 14
号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（時間外勤務手当等の支給）</p> <p>第 6 条 <省略></p> <p><u>2 職員が勤務時間条例第 8 条の 2 第 1 項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「翌月の」とあるのは、「勤務時間条例第 8 条の 2 第 1 項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する月の翌月の」とする。</u></p> <p>第 6 条の 2 <省略></p> <p><u>2 条例第 16 条第 3 項の規則で定める割合は、100分の25とする。</u></p> <p>第 6 条の 3 <u>条例第 16 条第 5 項第 1 号の市長が定める勤務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。</u></p> <p><u>一 正規の勤務時間（勤務時間条例第 8 条第 1</u></p>	<p>（時間外勤務手当等の支給）</p> <p>第 6 条 <省略></p> <p>第 6 条の 2 <省略></p> <p>第 6 条の 3 <u>条例第 16 条第 3 項の規則で定める割合は、100分の25とする。</u></p>

項に規定する正規の勤務時間をいう。)以外の時間に勤務した月においてその期間の全部を勤務時間条例第3条第1項の規定の適用を受ける職員として勤務した者(市長が定める職員を除く。) 次に掲げる日

ア 当該月における日曜日

イ 当該月における週休日の振替(瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年瀬戸市規則第3号。以下「勤務時間規則」という。)第3条第2項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。)により週休日に変更された日

— 正規の勤務時間以外の時間に勤務した月においてその期間の全部を勤務時間条例第4条第1項の規定の適用を受ける職員として勤務した者(当該月における週休日(同項の規定により週休日とされた日)に限る。以下「原週休日」という。)の日数が当該月における日曜日の日数に満たない職員その他市長が定める職員を除く。) 次に掲げる日

ア 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日

(ア) 当該月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて4番目の原週休日までの間の原週休日

(イ) 当該月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて5番目の原週休日までの間の原週休日

イ 当該月における週休日の振替(勤務時間規則第3条第2項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が次に掲げ

る場合の区分に応じそれぞれ次に定める日
であるものに限る。)により週休日に変更
された日

(7) 当該勤務時間を割り振る日の属する月
における日曜日の日数が4である場合
当該月における最初の原週休日から、当
該原週休日から数えて4番目の原週休日
までの間の原週休日

(1) 当該勤務時間を割り振る日の属する月
における日曜日の日数が5である場合
当該月における最初の原週休日から、当
該原週休日から数えて5番目の原週休日
までの間の原週休日

— 前2号に掲げる職員以外の職員 前2号に
掲げる職員との権衡を考慮して市長が定める
日

(休日勤務手当の支給される日)

第6条の5 条例第17条第1項の規則で定める日は、週休日に当たる勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日の直後の勤務日等(勤務時間条例第8条の2第1項に規定する勤務日等をいう。以下この条において同じ。)(当該勤務日等が条例第17条第1項に規定する祝日法による休日等若しくは年未年始の休日等又は勤務時間条例第8条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日(以下この条において「休日等」という。)に当たるときは、当該休日等の直後の勤務日等)とする。ただし、職員の勤務時間の割振りの事情により、任命権者が他の日とすることについて市長の承認を得たときは、その日とする。

(宿日直手当の支給)

第7条 宿日直手当の支給される勤務は、次に掲

(休日勤務手当の支給される日)

第6条の5 条例第17条第1項の規則で定める日は、週休日に当たる勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日の直後の勤務日等(勤務時間条例第10条第1項に規定する勤務日等をいう。以下この条において同じ。)(当該勤務日等が条例第17条第1項に規定する祝日法による休日等又は年未年始の休日等(以下この条において「休日等」という。)に当たるときは、当該休日等の直後の勤務日等)とする。ただし、職員の勤務時間の割振りの事情により、任命権者が他の日とすることについて市長の承認を得たときは、その日とする。

(宿日直手当の支給)

第7条 宿日直手当の支給される勤務は、次に掲

げる勤務とする。 勤務時間規則第6条第1項第1号に掲げる 勤務 及び <省略> 2から6まで <省略>	げる勤務とする。 <u>瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年瀬戸市規則第3号。以下「勤務時間規則」という。）</u> 第6条第1項第1号に掲げる勤務 及び <省略> 2から6まで <省略>
---	--

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。